

「出国税」導入前に日本脱出



税の現場から

6月末、中部国際空港。中部地方に住んでいた50代の投資家の男性を乗せた飛行機がタイに向けて飛び立った。「出国税」と呼ばれる新たな課税が7月から始まるのを前に、6月中旬に日本を出ようとしていた。新たな課税は「国外輸出時課税制度」。株などの資産を1億円以上持っている人が海外に移り住む際、株などを売却していきなくとも、国外に出た時点で売却したとみなし、株に「含み

益」があれば所得税を課す。税金が安い国に移り住む富裕層が後を絶たないため、出国時の「水際」で課税しようというものだ。

税負担から逃れ「永遠の旅人」に

男性はかつてのITバブルや最近の株高などで財産を築き、いまは主に海外のファンドに投資している。「いずれ余生は海外で」とのんびり構えていたが、昨年末、出国税の7月導入が決まったと知った。今年から所得税の最高税率が上がり、相続税も増税された。マイナンバー（社会保障・税番号）制度も近く始まる。「この国は、国民の資産をすべてガラス張りにしよ」としている。この流れに個人で抵抗しようと思えば、国を出るしかない。

相続対策70代でスイスへ

都内の70代の投資家の男性は来年、スイスに移住する。目的は相続対策だ。保有する財産は株式、投資信託などざっと30億円。離婚して妻はおらず、相続人は海外に住む2人の息子になる。だが日本の相続税法では、相続人が海外に住んでいても、親が日本にいれば親の国内外の全財産が課税対象になり、息子たちは巨額の納税を迫られる。それを回避する苦肉の策が親のスイス移住だった。

親とともに5年を超えて海外に住み続けられれば、相続時に日本国外の財産は課税対象ではなくなり、国内財産にだけ相続税がかかる。男性は移住とともにスイスに会社をつくり、国内財産を含む全財産を移して、日本の課税を免れる考えだ。移住後は、日本に代わってスイスが課税権を持つことになるが、スイスでは州によって親子間の相続に税金がかからない。

「富める者には日本息苦しい」 移住を決意するきっかけになったのが、昨年からはじめた「国外財産調査制度」だ。海外に所有する財産が5千万円を超えている

ク市内の高層コンドミニアムに住むことにした。タイに住んで約3カ月。同居する家族はいない。現地の暑さや辛い料理には慣れないが、日本のテレビ番組はリアルタイムで見られるし、近くのスーパーで日本の食材も手に入る。

「移住しても国籍を捨てておくわけではない、日本人の誇りはある。ただ、富める者にはいささか息苦しい。男性はそう話す。2年前に日本を出てマレーシアに住む40代の元金融マンの男性も、税務署への報告義務をきっかけに移住に踏み切った一人だ。移り住んでも仕事や生活に支障は感じない。男性が証券口座を持つシンガポールでは株の売却益に税金がかからないし、投資商品の品ぞろえも日本と比べものにならないほど豊富だ。堪

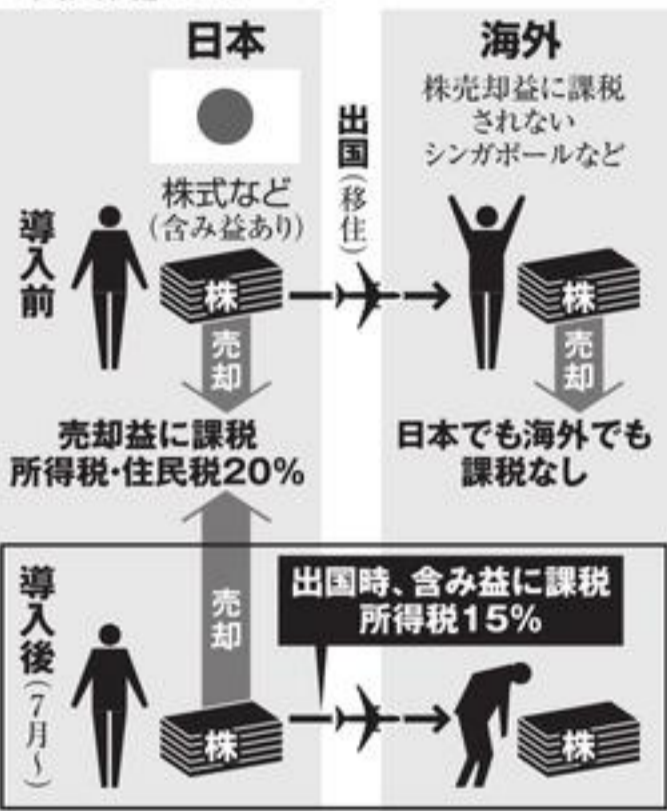
底的に調べられた。その結果、預金の利息など気づかなかった所得が見つかり、1300万円ほど追徴課税された。そのことに異論はないが、監視におびえながら日本で余生を過ごすのかと思うと、うんざりした。

東南アジア、ボルネオ島の近くに浮かぶ小島、マレーシア領ラバン島。関西で企業ロゴなどのデザイン会社を営んでいた30代の主が日本にいたままでは、日本の課税の網から逃れることができないからだ。日本の企業や個人（居住者）がタックスヘイブンに法人をつくっても、その所得は原則、日本国内の所得と合算して課税される「タックスヘイブン対策税制」が1970年代からある。だが、株主が日本の居住者でなければ、この課税からは逃れられる。

女性はシンガポールでデザインの仕事を再開した。顧客とはネット上でやりとりしてきたので得意先も変わらず、年3千万円ほどの売り上げを維持できそうだ。シンガポールでは個人の稼ぎに対する所得税も安く、最高税率は20%と日本の半以下だ。日本の住民税にあたる税金もない。

女性の納税額はラバン島の法人税とシンガポールでの所得税を合わせても年150万円足らず。日本にいた時の約4分の1だ。「節税で浮いたお金をうまく使って、アジア各国に顧客を広げたい」。女性はこう話している。（佐藤秀男、本田靖明）

「出国税」のイメージ



アジア諸国・地域の法人税率は日本より低い



日本と韓国(ソウル)は国・地方合わせた実効税率。ラバン島は現地通貨2万リンギ(約55万円)の納付でもよい

解説 課税いたちごっこ 活力失う恐れ

一方、日本では消費税率10%への引き上げが予定されている。所得が低い人ほど負担感が重い消費税を増税するのには、富裕層の税逃れを放置すれば国民の理解が得られないと、財務省は富裕層に対しても課税強化の動きを強めている。

ただ、国際社会に目を転じれば、企業や投資を呼び込もうと国レベルの税率引き下げ競争が盛んだ。日本も法人税率を下けているが、国の借金膨らみ続け、働き手の人口は減るばかり。ヒト、モノ、カネが自由に行き交う時代に日本の「重税感」が強まれば、起業家や資産家に日本脱出のきっかけを与え、経済の活力を失わせかねない。

「いっぽんの負担」は原則として月曜日朝刊に掲載します。意見はメール (keizai@asahi.com) までお寄せください。

「移住しても国籍を捨てておくわけではない、日本人の誇りはある。ただ、富める者にはいささか息苦しい。男性はそう話す。2年前に日本を出てマレーシアに住む40代の元金融マンの男性も、税務署への報告義務をきっかけに移住に踏み切った一人だ。移り住んでも仕事や生活に支障は感じない。男性が証券口座を持つシンガポールでは株の売却益に税金がかからないし、投資商品の品ぞろえも日本と比べものにならないほど豊富だ。堪

東南アジア、ボルネオ島の近くに浮かぶ小島、マレーシア領ラバン島。関西で企業ロゴなどのデザイン会社を営んでいた30代の主が日本にいたままでは、日本の課税の網から逃れることができないからだ。日本の企業や個人（居住者）がタックスヘイブンに法人をつくっても、その所得は原則、日本国内の所得と合算して課税される「タックスヘイブン対策税制」が1970年代からある。だが、株主が日本の居住者でなければ、この課税からは逃れられる。